

移住定住促進住宅支援金のご案内

本村の定住人口の増加を促進するため、村に定住するための住宅の新築、増改築または、空き家を取得する移住定住者に対して、工事費や空き家取得費用を支援いたします。

希望される方は、下記の内容で募集致しますのでご利用ください。

1. 支援対象者

下北山村に居住目的で新たに住宅を新築、あるいは空き家等を購入し、増改築する50歳未満の定住者（※1）または移住者（※2）。

※1 永住を前提に本村に住民登録し、かつ、生活の本拠地を本村に有する者

※2 村外から転入しかつ、10年間以上下北山村に定住する意思のある者

2. 申請期間

平成30年4月1日（日）～平成31年3月31日（日）

3. 申請方法

所定の申請用紙が必要ですので、役場地域創生推進室までお申し出ください。

4. 支援内容

種 類	交付要件	支援金額
(1)新築支援金	建築工事費が500万円以上の住宅	建築費用の10%とし100万円を上限とする。
(2)空き家取得支援金	取得費用が100万円以上の住宅（宅地取得費を含む）	取得費用の10%とし50万円を上限とする。
(3)増改築支援	増改築工事費が50万円以上の住宅	改築費用の50%とし、50万円を上限とする。 ※壁や床下の腐食、屋根の雨漏り対策等、居住する上で必要な改築を対象とする。

5. 注意点

①新築、増改築については引き渡しを受け、住民登録し、且つ居住地を移した日、空き家取得については空き家取得後、住民登録し、且つ居住地を移した日から起算して3か月以内に申請してください。

②空き家を取得し改築される方については、空き家取得後、改築工事前に現地調査をさせていただきます、改築箇所についての事前確認をさせていただきますため、下記問い合わせ先までご連絡下さい。また、改築については、入居後3ヶ月までに完了し、申請書を提出して下さい。(空き家取得支援金および増改築支援金の2種類の申請書)

問い合わせ先：地域創生推進室 6-0001 水本まで